

〔家族信託預金〕

1. 商品名	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族信託預金</li> <li>※「普通預金」または「無利息型普通預金」による取扱いとなります。</li> </ul>
2. 販売対象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族信託契約を締結できる方、かつ、受託者となる個人。</li> <li>・家族信託契約の内容は以下の条件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自益信託（委託者＝受益者）であること。</li> <li>・受益者は個人であり、当金庫営業地区内に居住していること。</li> <li>・後継受託者・帰属権利者（または残余財産受益者）が選任されていること。</li> <li>・原則として信託監督人（または受益者代理人）が選任されていること。</li> <li>※信託監督人（受益者代理人）の選任については事前にご相談ください。</li> </ul> </li> <li>・家族信託契約は、公正証書であり、以下のいずれかの条件を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・当金庫の業務提携先によって作成されるもの</li> <li>・専門士業（弁護士、司法書士等）により作成されるものであり、かつ、当金庫が指定する専門士業等によるチェックを受け、当金庫が受け入れると判断したもの</li> </ul> </li> </ul>
3. 期間	<ul style="list-style-type: none"> <li>・期間の定めはありません。</li> </ul>
4. 預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時預入</li> <li>・1円以上</li> <li>・1円単位</li> </ul>
5. 払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・随時払い戻しできます。</li> </ul>
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払方法 (3) 計算方法	<p>「普通預金」での取扱いの場合、以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・変動金利</li> <li>・毎日の店頭表示の利率を適用します。</li> <li>・年2回（2月、8月）の当金庫所定の日に元金に組み入れます。</li> <li>・毎日の最終残高1,000円以上について付利単位を100円とし、1年を365日とする日割計算</li> <li>※「無利息型普通預金」での取扱いの場合、利息はつきません。</li> </ul>
7. 税金	<p>「普通預金」での取扱いの場合、以下のとおりとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利息には20%（国税15%、地方税5%）の税金がかかります。</li> <li>・マル優はご利用になれません。</li> <li>※2037年12月31日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、20.315%（国税15.315%、地方税5%）の税金がかかります。</li> <li>※「無利息型普通預金」での取扱いの場合、税金はかかりません。</li> </ul>
8. 手数料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口座開設手数料55,000円（消費税込） …口座開設時に必要となります。</li> <li>【信託契約書の内容の変更（受託者または受益者を変更もしくは交代する場合等）】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更手数料33,000円（消費税込）</li> </ul> </li> <li>【「普通預金」から「無利息型普通預金」へ切替の場合】 <ul style="list-style-type: none"> <li>・変更手数料 1,100円（消費税込）</li> </ul> </li> <li>※キャッシュカードによる払戻し等に当たっては、キャッシュカード規定に定める手数料を徴収します（詳しくは「手数料一覧」をご覧ください）。</li> </ul>
9. 中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・定めはありません。</li> </ul>
10. 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・金利は店頭備え付けの金利表示ボードまたは窓口へご照会ください。</li> </ul>
11. 苦情処理措置・紛争解決措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはリスク統括部（9時～17時、電話：0120-001-772）にお申し出ください。</li> <li>・紛争解決措置 所定の弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、営業店に配備されている「当金庫における苦情処理措置・紛争解決処理等の概要」に記載された受付機関にお申し出ください。</li> <li>・なお、所定の各弁護士会に直接申し立ていただくことも可能です。</li> </ul>
12. その他参考事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家族信託預金は、信託された財産を管理する目的以外には利用できません。</li> <li>・口座開設は1つの信託契約つき1口座です。</li> <li>・総合口座のお取扱いはできません。</li> <li>・インターネットバンキングによるご利用はできません。</li> <li>・口座開設にあたっては、当金庫の所定の審査があり、結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。</li> <li>・預金保険制度の付保対象預金です。預金保険によって元金1,000万円までとその利息が保護の対象となります（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元金を合計して1,000万円までとその利息が保護されます）。</li> <li>※「無利息型普通預金」の取扱いは、預金保険制度の全額保護の対象となります。</li> </ul>